

ビッグモーター 全聴聞欠席

月内にも行政処分

国土交通省の各運輸局は

20日、中古車販売大手ビッグモーターで不正な自動車

整備や車検が確認されたとして、行政処分を科す前に同社側の意見を聞く「聴聞」の手続きを実施した。同社は取材に「意見はない」と表明。聴聞を全て欠席し、陳述書も提出しなかつた。

国交省は全国34工場の処分案を公表しており、今月中にも道路運送車両法に基づき処分する。

聴聞は北海道、関東、北陸信越、中部、近畿、中国、四国、九州の8運輸局で実施。出頭は義務ではなく、欠席しても罰則はない。ビッグモーターは「再発防止と信

頼回復に向けて全社を挙げて尽力する」としている。

名古屋市の中部運輸局では「聴聞会場」と掲げられた会議室に8席を用意。開始時刻を過ぎてもビッグモーターの担当者が現れず、部屋の前で待機していた運輸局の職員は早々に引き揚げた。

国交省は7月、ビッグモーターの24都道府県34工場に一斉立ち入り検査し、点検・整備料金の過剰請求や車検項目の一部未実施、記録簿の虚偽記載などを確認した。

今月13日に聴聞を公示し、処分案を公表。34工場を自動車整備の事業停止

10日とし、うち民間車場に指定された32工場は①12工場の指定取り消し②11工場の車検業務停止③9工場の文書警告④行政指導⑤自動車検査員24人の解任命令とした。